

期間 2022.2.14 - 2022.3.15 (土日祝除く)

町県民税・国民健康保険税の申告受付

税の申告

2月14日から町県民税、国民健康保険税の申告受付が始まります。税金の算定や所得証明書発行の基礎資料となりますので、期限内の申告をお願いします。自治会ごとの申告会場や日程は、1月の自治会使送便でお配りしている「申告のお知らせ」をご覧ください。

申告期間 令和4年1月1日現在で錦江町に住民票がある方
2月14日月 ~ 3月15日火

公民館での申告受付は2月14日から3月4日までとなっています。(日程は自治会使送便で配布済み)

申告に必要なもの

受付票(1月に自治会便で配布済)/印鑑/各源泉徴収票/社会保険料・生命保険料及び損害保険料の支払い額証明書/収入や経費の分かる資料/個人番号カードか通知カード



農業者の方は収支計算書

令和3年中の「収入」と「経費」が分かる領収書などを整理して提出できるように準備してください。くわしくは1月に配布してある「申告のお知らせ」をご覧ください。



申告する必要がない方

- ◎ 税務署へ確定申告をされる方
- ◎ 給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から役場へ提出される方
- ◎ 生活保護を受けている方

※ 令和3年中に中途就職・中途退職された方や、自家用水稻を栽培しているなど農業収入のある方は申告が必要となります。

日曜申告

仕事などで平日に申告できない方へ

2月20日 日 9:00 - 15:00

会場 ▶ 本庁住民税務課 / 支所住民生活課

鹿屋税務署からのお願い 確定申告はお早めに!

令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は3月15日までとなりますが、期限前は申告会場が大変込み合うため早めの申告をお願いします。また、新型コロナウイルス感染防止対策として「入場整理券」を配布しています。入場時は必ず必要となりますのでご注意ください。咳や発熱などの症状がある場合は来場をご遠慮ください。

◎ 国税庁ホームページでも作成できます → [確定申告 検索](#)

発熱など体調不良時は来場を控えて



新型コロナウイルス感染防止対策として、咳や発熱といった症状や体調が悪い場合などは申告会場への来場をご遠慮ください。また、来場の際は必ずマスク着用と会場入口での手指消毒など、感染予防にご協力ください。



問 住民税務課 ☎ 22-3037 / 支所住民生活課 ☎ 25-2511